

第5 無窓階

(昭50.6.11 消防安第62号, 昭50.6.16 消防安第65号)

無窓階以外の階の判定は、則第5条の3によるほか、次により取り扱うこと。

1 開口部の位置

(1) 則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」については、次によること。

ア 踏台は原則として認めないが、次の条件のすべてに適合する場合はこの限りではない。

(ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

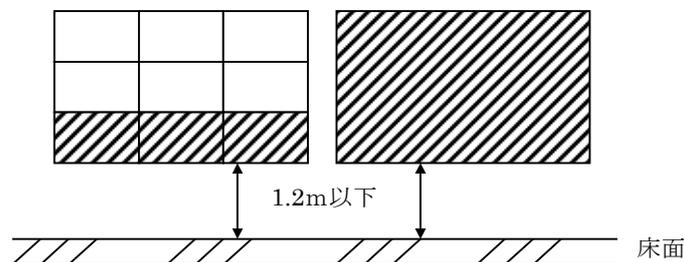
(イ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。

(ウ) 高さは30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

(エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

(オ) 避難上支障がないこと。

イ 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口として取り扱うこと。



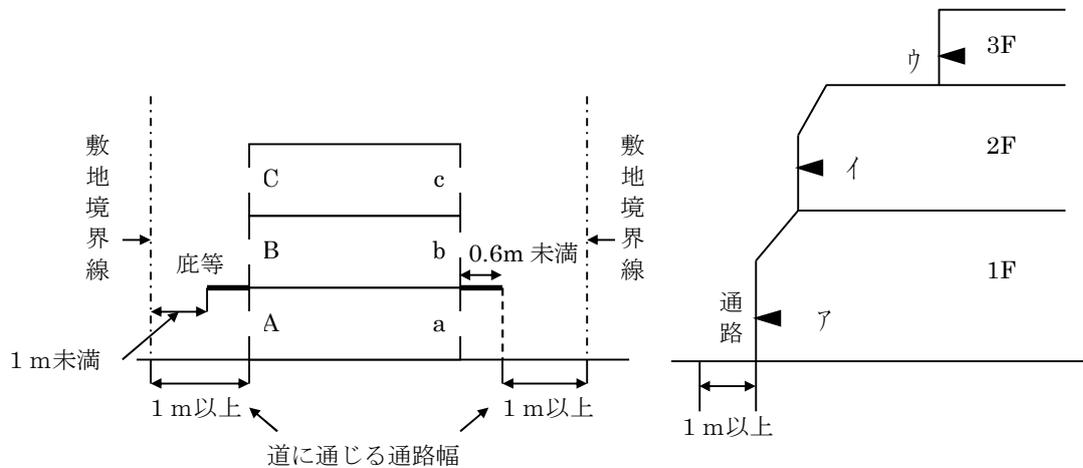
斜線部を有効開口部として取り扱うこと

第5-1図

(2) 則第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの



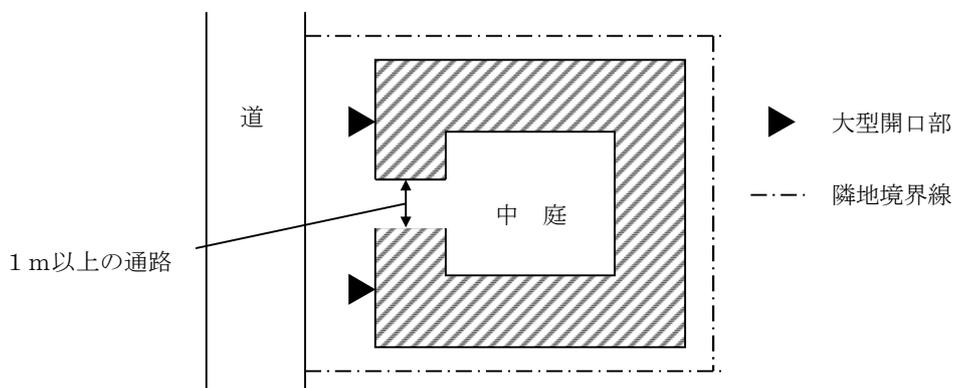
Aは有効開口部の対象になる。
B, Cは有効開口部にならない。

a, b, cとも有効開口部の対象になる。

ア, イ, ウは有効開口部になる。

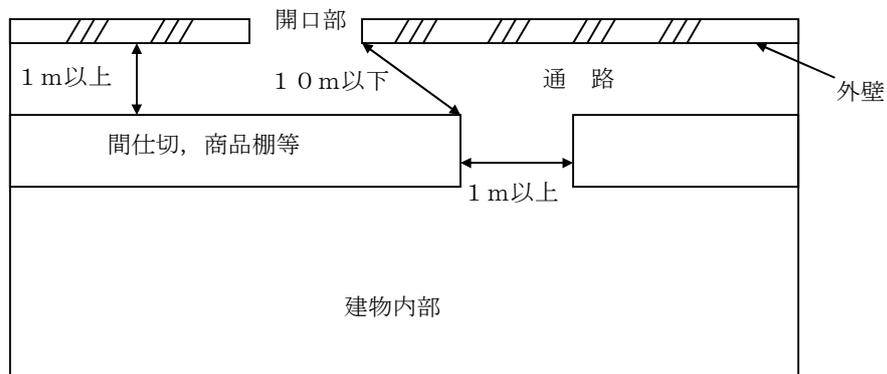
第5-2図

- ウ 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へいその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの
- エ 傾斜地、河川敷その他消火活動が有効に行えるもの（昭51. 2. 10 消防安第21号）
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次の全てに適合するもの
 - (ア) 通路の幅員は1 m以上であること。
 - (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1 m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
 - (ウ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第5-3図

- (3) 則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱う。
- ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。
- イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの（昭50.6.11 消防安第62号）
- (ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。
- (イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。）
- (ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。
- ※ 誰でも容易に移動することのできるキャスター付きの商品棚は、避難及び消火活動上妨げにならないものとして、開口部に近接して設置することができるものであること。



第5-4図

2 開口部の構造

- (1) 則第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」について、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

ア ガラス窓

第5-5表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口として取り扱うことができる。

第5-5表 無窓階算定ガラス一覧

開口部の条件 ガラス開口部の種類	厚さ・開口部種類		無窓階判定 〔省令第5条の2〕	
			足場有り	足場無し
フロート（透明）板ガラス 型板ガラス	10.0mm以下	可動窓	○	○
		F I X	○	○
熱線吸収ガラス 熱線反射ガラス	10.0mm以下	可動窓	○	○
		F I X	○	○
網入り板ガラス 線入り板ガラス	6.8mm以下	可動窓	△	△
		F I X	×	×
強化ガラス テンパーガラス	5.0mm以下	可動窓	○	○
		F I X	○	○
耐熱板ガラス	6.5mm以下	可動窓	○	○
		F I X	○	○
倍強度ガラス	—	可動窓	×	×
		F I X	×	×
合わせガラス 〔中間膜（ポリビニルブチラル膜） 厚は30mil（0.76mm）以下と する〕	フロート6mm＋フロート6mm	可動窓	△	△
		F I X	×	×
	網入6.8mm＋フロート5mm	可動窓	△	△
		F I X	×	×
合わせガラス 〔中間膜（ポリビニルブチラル膜） 厚は60mil（1.52mm）以下と する〕	フロート5mm＋フロート5mm	可動窓	△	×
		F I X	×	×
	網入6.8mm＋フロート6mm	可動窓	△	×
		F I X	×	×
	フロート3mm＋型板4mm	可動窓	△	×
		F I X	×	×
複層ガラス・ペアガラス	—	可動窓	※	※
		F I X	※	※

- 算定可、△ 可動窓の有効開口部についてのみ算定、× 算定不可
- ※ 複層ガラス・ペアガラス、2重サッシについては、構成するガラスごとに評価し全体の判断を行う。
- ※ 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- ※ 「可動窓」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- ※ 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- ※ 以下のフィルム（内張り、外張りを問わない）を貼付した窓ガラスは、第5-5表により評価、判断し「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。
 - 1 ポリエチレンテレフタレート製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう）以外で、基材の厚みが100μm以下のもの

2 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚みが400 μ m以下のもの

イ シャッター付開口部

(ア) 避難階に設けられた手動式軽量シャッター付の開口部（シャッターの底部に施錠機構があるもの以外にあっては、屋外から水圧で解錠できる装置を備えた場合に限る。）

※ 水圧開錠装置（昭52.12.19 消防予第251号）

水圧開錠装置は、消防隊の注水によってシャッター等に設けられた鍵を開錠する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- ① 注水口は、地盤面から0.5m以上1.0m以下の場所に設けること。
- ② 注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。
- ③ 財団法人日本消防設備安全センターの認定品であること。

(イ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基令第126条の7第5号に定める構造のもの又はこれと同等の消防活動スペース（奥行き0.6m以上）が確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる手動式軽量シャッター付開口部（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものに限る。）（昭52.5.8 消防予第102号）

(ウ) 煙感知器の作動と連動して解錠する手動式軽量シャッター付開口部（非常電源付に限る。）

(エ) 屋内外から開放できる電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）

(オ) 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）

(カ) 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）

(キ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えた電動シャッター付の開口部

※ 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

※ 水圧開放装置（昭52.12.19 消防予第251号）

水圧開放装置は、消防隊の注水によってシャッター等を開放する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

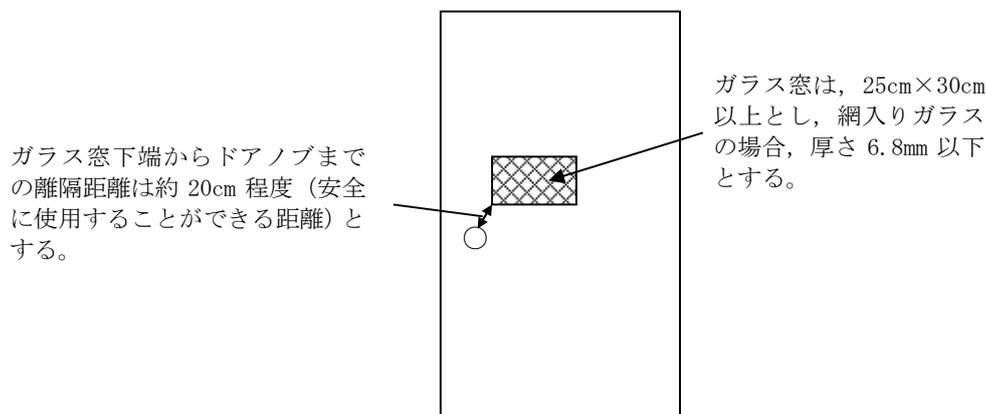
- ① 開放方式は、次によること。
 - i シャッター等の施錠を開放するもの
 - ii シャッター等を直接開放するもの
 - iii シャッター等の開放用電動モーター（『非常電源』に規定する自家発電設備又は蓄電池設備による非常電源が設けられ、非常電源回路は、耐火配線としたものに限る。）を起動させるもの
- ② 結合金具は、呼称65の差込式の受け口とすること。
- ③ シャッター等を直接開放するものにあつては、過巻き込みを防止する

措置がとられていること。

- ④ シャッター等を直接開放するものにあつては、送水を停止してもシャッター等が自重で閉鎖しないものであること。
- ⑤ 送水口は、地盤面から0.5m以上1.0m以下の場所に設けること。
- ⑥ 送水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。
- ⑦ 財団法人日本消防設備安全センターの認定品であること。

ウ ドア

(ア) 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部のサムターン錠を開錠できるものを含む。この場合、ガラス窓は幅、高さを25cm及び30cm以上とし、局部破壊した際にサムターン錠が容易に開錠できる位置に設けるものとする。（平13.6.1, 平14.9.30 消防予第281号）



第5-6図

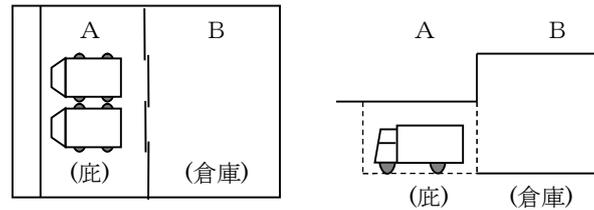
(イ) 電動式ドアで、第5-5表に掲げるガラス種類及び厚さの範囲内であつて、停電時でも非常電源の作動又は手動により開放できるもの。

エ 二重窓

アからウまでの開口部が組み合わされたもの（有効開口の算定については、開口面積の少ない方で行う。）ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

3 その他

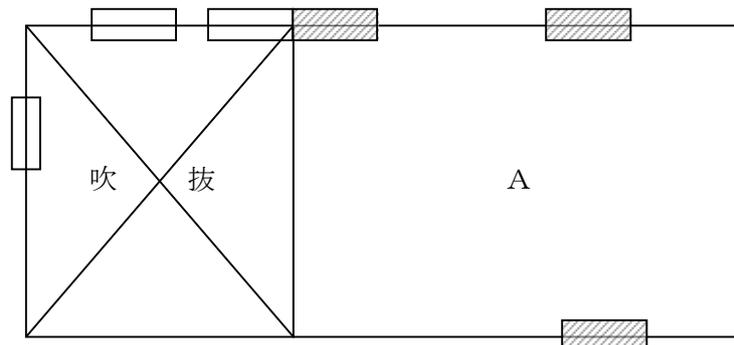
- (1) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあつては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに無窓階の判定を行うこと。（昭50.6.11 消防安第62号）
- (2) 無窓階の判定は、開口部がすべて閉鎖した状態で行うこと。
- (3) 第4 床面積・階の取扱い(1)により、十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。



第5-7図

※ ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

- (4) 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。
- ア 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

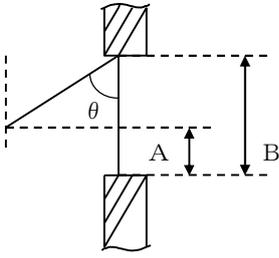
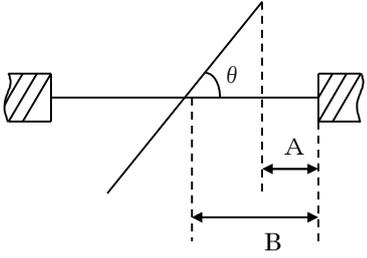
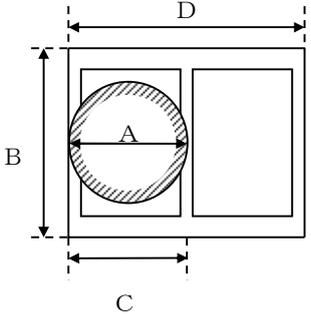
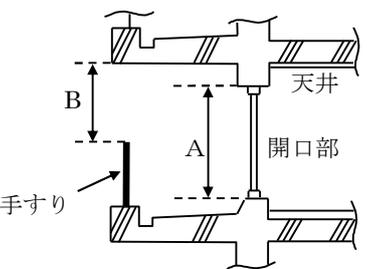


A : 床面積を算定する部分,  開口部の面積を算定する部分

第5-8図

- (5) 風除室の開口部算定について
 風除室を開口部として算定する場合は、内側の窓を対象とする。
 なお、この場合、外側の窓についても第5-5表に掲げるガラスの種類であること。
- (6) 共同住宅の開口部については、軽量シャッターが設置されているバルコニーで、破壊に使用できる足場がある場合は、当該開口部を算定対象とすることができる。

第5-9表

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>※ θは最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 ※$A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>※ θは最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 ※$A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 <p>※ 1 A及びC = $1/2 D$ 2 Aは50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又は$B \times C$とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B=1.0\text{m}$ (0.65m) 以上、$C=0.45\text{m}$ (0.4m) 以上 ※ () 内は、バルコニー等がある場合 各々のガラス窓がそれぞれ0.5m又は1.0mの円が内接できるものであり、第5-5表において「○」の扱いとなる種類のガラスである場合は開口部の面積を$B \times D$として、「△」の扱いの場合、$B \times C$として取り扱う。 (昭57.5.8 消防予第103号)</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは、1.2m以下とする。</p>